



鹿児島県 農地バンクだより

～活かそう農地、託そう未来～

第20号

令和6年6月27日発行

公益財団法人鹿児島県地域振興公社

(鹿児島県農地バンク)

TEL 099-223-0223 (農地部直通)



農地バンクが取り扱う貸借・売買等は促進計画へ移行

これまで、基盤法等に基づく集積計画は農業委員会の決定を経て市町村が定め、市町村長が公告を行っていましたが、改正基盤法等の施行に伴い、農地バンクでは、令和6年5月1日契約開始期以降は、促進計画のみ受け付けることとしました。促進計画は農地バンクが定め、知事が認可・公告するものであり、①貸借②経営受託権③農作業受委託④所有権の4つの権利等の移動について取扱います。

集積計画：農業委員会の決定を経て市町村が定め、市町村長が公告



促進計画：農地バンクが定め、知事が認可・公告

農地中間管理事業推進担当者会議を開催

- ① 日時：令和6年4月24日（水）10:00～15:45
- ② 場所：ホテルウェルビューかごしま
- ③ 参加人数：152人（業務委託先担当者、事業推進員等）
- ④ 内容

- ・促進計画における申請事務（貸借、売買など）及び契約変更事務
- ・賃料の徴収・支払
- ・優良事例の紹介、システムなど

改正法の施行に伴い、今年度から事業の運用方法を一部見直しましたので、事務手続きマニュアルを参考にするなど皆様の御理解・御協力をよろしくお願いいたします。



農地中間管理システム操作研修会を開催

5月から6月にかけて、各地区で農地中間管理システム操作研修会を開催しました。

当システムは、契約内容を確認するための契約台帳閲覧システムと、農地貸借の契約書を作成するための帳票作成システムがあります。特に、帳票作成システムでは、クイックマニュアルを活用した出し手からの農地情報や、受け手の農家情報を登録し、マッチングする手続きを研修しました。よく「習うより慣れろ」といわれるように、システムの習得は、日頃から使うことが肝心です。事業推進と合わせてマッチング活動をお願いします。

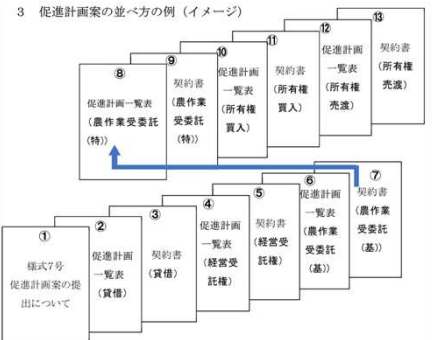


事業推進に役立つ情報を農地バンクホームページでチェック!

農地バンクのホームページに掲載している市町村等担当者ページには、「農地中間管理事業事務手続きマニュアル」や各種規程、様式、Q&Aなど、業務に関する最新の情報を掲載しています。特に、マニュアルは常にお手元に置いていただき、業務の参考としてご活用ください。



農地中間管理事業事務手続きマニュアル (令和6年4月作成版)



(第2章 申請事務より抜粋)

令和6年度から賃料の取扱いが変わりました

① 賃料の考え方

賃料は、契約書に基づき年間賃料「1年分」として取り扱います。契約期間も、一括方式では、年単位のみとなります。

② 合意解約を行った場合の賃料の取扱い

原則として契約周期(年単位)に合わせて行うこととします。

やむを得ない事情により、契約周期の途中で合意解約する場合でも、賃料1年分を徴収支払します(注)。

(注) 出し手・受け手双方が申出する場合、徴収支払に関する書類の提出期限日前であれば、徴収・支払は行いません。

受け手の最終徴収日を確認するポイント

- ア 合意解約希望日を確認
- イ 契約期間、徴収予定日を確認
(契約台帳閲覧システムを利用)
- ウ 合意解約希望日が属する契約周期を確認
- エ ウの契約周期の徴収日が、最終徴収日

合意解約申出があった際には…

後日、トラブル(知らなかった、聞いてなかったなど)が発生しないように、申し出者に対し最終徴収日を丁寧にご説明ください。

相続人の過半同意は“人数”ではなく“持分”です

法律
一
〇
X
モ

「相続未登記農地で法定相続人が5人います。3人から同意を貰えばいいですよね？」市町村等の担当者から、こんな質問が農地バンクにくることがあります。相続人の範囲や法定相続分は、民法で定められているとおりです。

- ① 配偶者と子供が相続人の場合 … 配偶者1/2 子供(2人以上のときは全員で) 1/2
- ② 配偶者と直系尊属 // … 配偶者2/3 直系尊属(//) 1/3
- ③ 配偶者と兄弟姉妹 // … 配偶者3/4 兄弟姉妹(//) 1/4

①の場合、配偶者+子のいずれか1人の同意があれば過半を満たします。ちなみに、相続放棄した人は初めから相続人でなかったものとされ、内縁関係の人は相続人に含まれません。

(参考: 国税庁HP「相続人の範囲と法定相続分」)



鹿児島県 農地バンクだより

～活かそう農地、託そう未来～

第20号

令和6年6月27日発行

公益財団法人鹿児島県地域振興公社

(鹿児島県農地バンク)

TEL 099-223-0223 (農地部直通)



農地バンクが取り扱う貸借・売買等は促進計画へ移行

これまで、基盤法等に基づく集積計画は農業委員会の決定を経て市町村が定め、市町村長が公告を行っていましたが、改正基盤法等の施行に伴い、農地バンクでは、令和6年5月1日契約開始期以降は、促進計画のみ受け付けることとしました。促進計画は農地バンクが定め、知事が認可・公告するものであり、①貸借②経営受託権③農作業受委託④所有権の4つの権利等の移動について取扱います。

集積計画：農業委員会の決定を経て市町村が定め、市町村長が公告



促進計画：農地バンクが定め、知事が認可・公告

農地中間管理事業推進担当者会議を開催

- ① 日時：令和6年4月24日（水）10:00～15:45
- ② 場所：ホテルウェルビューかごしま
- ③ 参加人数：152人（業務委託先担当者、事業推進員等）
- ④ 内容

- ・促進計画における申請事務（貸借、売買など）及び契約変更事務
- ・賃料の徴収・支払
- ・優良事例の紹介、システムなど

改正法の施行に伴い、今年度から事業の運用方法を一部見直しましたので、事務手続きマニュアルを参考にするなど皆様の御理解・御協力をよろしくお願いいたします。



農地中間管理システム操作研修会を開催

5月から6月にかけて、各地区で農地中間管理システム操作研修会を開催しました。

当システムは、契約内容を確認するための契約台帳閲覧システムと、農地貸借の契約書を作成するための帳票作成システムがあります。特に、帳票作成システムでは、クイックマニュアルを活用した出し手からの農地情報や、受け手の農家情報を登録し、マッチングする手続きを研修しました。よく「習うより慣れろ」といわれるように、システムの習得は、日頃から使うことが肝心です。事業推進と合わせてマッチング活動をお願いします。

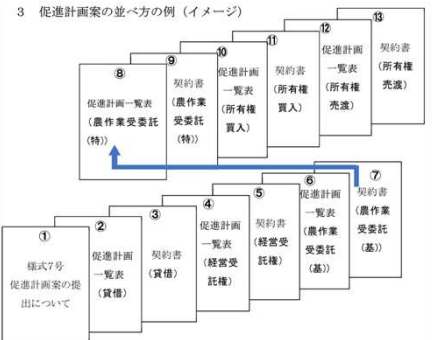


事業推進に役立つ情報を農地バンクホームページでチェック!

農地バンクのホームページに掲載している市町村等担当者ページには、「農地中間管理事業事務手続きマニュアル」や各種規程、様式、Q&Aなど、業務に関する最新の情報を掲載しています。特に、マニュアルは常にお手元に置いていただき、業務の参考としてご活用ください。



農地中間管理事業事務手続きマニュアル (令和6年4月作成版)



(第2章 申請事務より抜粋)

令和6年度から賃料の取扱いが変わりました

① 賃料の考え方

賃料は、契約書に基づき年間賃料「1年分」として取り扱います。契約期間も、一括方式では、年単位のみとなります。

② 合意解約を行った場合の賃料の取扱い

原則として契約周期(年単位)に合わせて行うこととします。

やむを得ない事情により、契約周期の途中で合意解約する場合でも、賃料1年分を徴収支払します(注)。

(注) 出し手・受け手双方が申出する場合、徴収支払に関する書類の提出期限日前であれば、徴収・支払は行いません。

受け手の最終徴収日を確認するポイント

- ア 合意解約希望日を確認
- イ 契約期間、徴収予定日を確認
(契約台帳閲覧システムを利用)
- ウ 合意解約希望日が属する契約周期を確認
- エ ウの契約周期の徴収日が、最終徴収日

合意解約申出があった際には…

後日、トラブル(知らなかった、聞いてなかったなど)が発生しないように、申し出者に対し最終徴収日を丁寧にご説明ください。

相続人の過半同意は“人数”ではなく“持分”です

法律
一
〇
X
モ

「相続未登記農地で法定相続人が5人います。3人から同意を貰えばいいですよね？」市町村等の担当者から、こんな質問が農地バンクにくることがあります。相続人の範囲や法定相続分は、民法で定められているとおりです。

- ① 配偶者と子供が相続人の場合 … 配偶者1/2 子供(2人以上のときは全員で) 1/2
- ② 配偶者と直系尊属 // … 配偶者2/3 直系尊属(//) 1/3
- ③ 配偶者と兄弟姉妹 // … 配偶者3/4 兄弟姉妹(//) 1/4

①の場合、配偶者+子のいずれか1人の同意があれば過半を満たします。ちなみに、相続放棄した人は初めから相続人でなかったものとされ、内縁関係の人は相続人に含まれません。

(参考: 国税庁HP「相続人の範囲と法定相続分」)